奈良・飛鳥京跡苑池遺構

ができる。

所在地 奈良県高市郡明日香村岡小字ゴミ田 ・出水・ 林

1

第二次調査 二〇〇〇年(平12)一一月~二〇〇

井手ノ上・西フケ

調査期間

年四月

第三次調査

二〇〇一年五月~八月

第四次調査 二〇〇一年一一月~二〇〇二年二月

調査担当者 ト部行弘・山田隆文

発掘機関

奈良県立橿原考古学研究所

5 遺跡の種類 庭園跡

7 6 遺跡の年代

の概要 飛鳥京跡苑池遺構は、 遺跡及び木簡出土遺構 飛

飛鳥時代

および掘立柱列、石組溝などの周辺施設がある。

で、 層遺構とは、 鳥京跡に付随する庭園遺跡 面に立地する。飛鳥京跡上 飛鳥川の右岸低位段丘 内郭の北西に

(吉野山)

隣接する位置関係にあり

以下、 その間の渡堤SX〇〇〇二、北池から派生する水路SD〇〇一三 次 実になったので、次年度以降、苑池の範囲と形態の確認を目的とし 調査では池の南岸付近を検出したが、苑池が北方に広がることが確 土した場所を再発掘したところ、苑池であることが判明した。この 苑池に関わる遺構には、 調査・第四次(飛鳥京跡第一四七次)調査を引き続き実施した。 一九九八年の第一次調査において、一九一六年に石造物が二点出 第二次(飛鳥京跡第一四三次)調査・第三次(飛鳥京跡第一四五 検出遺構の概要を一括して記すこととする。 南池SG九八〇一と北池SG〇〇〇一、

四段が遺存する。敷石は一〇~三〇四大で一重に敷かれ、勾配は全 緩やかに東に曲がりこんで南岸に至る。石積みは現状で高さ八○㎝ を敷き詰めている。護岸は渡堤が兼ねる北岸のほか、 た。これらは南北にほぼ等間隔に配されている。中島SⅩ九八○五 にさらに一層の敷石が施されており、改修による造作と思われる。 さ三二m分を検出した。西岸は出入りのない直線であるが、南端は く付けられておらず水平である。ただし西岸際にのみ四m幅で上面 南池SG九八○一は周囲に石積み護岸をめぐらせ、底に平らな石 池中では中島SX九八〇五、 島状石積み、流水施設などを検出し 西岸の一部長

遺跡からは飛鳥川を挟んだ南西対岸の川原寺や橘寺を直接望むこと

は石積み護岸を備え、現状で三段、高さ一mが遺存する。四・五mで、東西軸は渡堤SX○○○二とほぼ並行している。周囲二カ所の半島状の張り出しを有する。東西長約三二m南北最小幅約の平面形は不整曲線からなり、東西両端は丸く収め、北辺と南辺に

き詰めていない。 島状石積みは、敷石上に六m×一一mの範囲で、石敷きよりもや で、南辺と西辺の二カ所に小さな張り出しがあるが、明確に輪郭を で、南辺と西辺の二カ所に小さな張り出しがあるが、明確に輪郭を を大きめの石を高さ六○㎝に積み上げたもの。平面形は不整楕円形 ので、南辺と西辺の二カ所に小さな張り出しがあるが、回を揃えて敷 を大きめの石を高さ六○㎝に積み上げたもの。平面形は不整楕円形

九 cm、 ており、 は は水を抜くための孔が穿たれている。 状に刳り抜いたもので、 せている。高さ一六五四、 で出土した。花崗岩の石塊を成形し、上部には横方向に孔を貫通さ に接して別の石造物を一点検出した。前者は池底より樹立した状態 の先端から一・五m離れた地点で新たに石造物一点を、抜取坑の東 に水面に放水していたのであろう。後者は、平らな石塊の内側を槽 cm 不明である。 南岸付近では、一九一六年に石造物を抜き取った坑を検出し、 厚さ六〇㎝ 重さ約二・五t。 池外の南側から水を石造物伝いに流し、最後に噴水のよう 重さ約三・六t。石造物への導水経路について 水を溜める施設と考えられる。 抜取坑の長軸と石造物の孔の方向が一致し 裾部幅一二五㎝、裾部厚さ七二㎝、孔径 長さ約二七〇㎝、 底面近くに 幅約二〇 そ

復元できる。

復元できる。

後元できる。

の平面規模は、南北長約六○m東西長約六五mにと考えられる。その平面規模は、南北長約六○m東西長約六五mにた不整四角形で、流水施設を南端に据えて扇形に開く形態であったた不整四角形で、流水施設を南端に据えて扇形に開く形態であったと考えられる。その平面規模は、南北長約六○m東西長約六五mにと考えられる。その平面規模は、南北長約六○m東西長約六五mにはいまで確定していない。

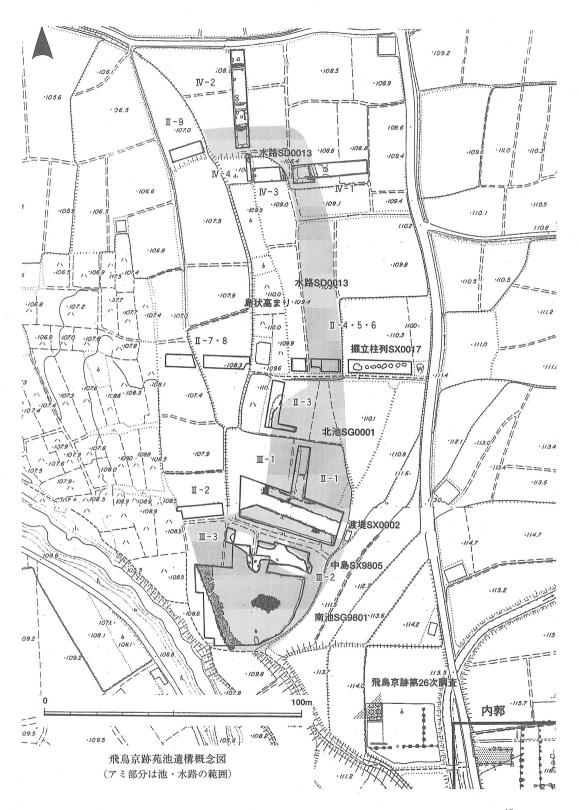
も不十分で安定感に乏しい。

北池SG○○○一は、南池と同じく周囲に石積み護岸をめぐらし、北池SG○○○一は、南池と同じく周囲に石積み護岸をめぐらし、北池SG○○一は、南池と同じく周囲に石積み護岸をめぐらし、

面を二面検出した。両者には時期差があり、築造当初のものを改修北池南端の渡堤護岸際では、盛土と縁石からなる犬走り状の平坦乃では階段状になっているなど、構造に差異が認められる。西岸は高さ約一m長さ約三三mの直線であるが、渡堤に取り付く部地池の護岸は渡堤で兼ねる南岸のほか、西岸を二カ所で検出した。

岸を形成し、南側護岸は同じ位置で一四二度に屈曲してさらに西方える。東端は未検出で、西端は北側護岸が直角に屈曲して北池の西続き、方位は西で約一八度北に振れる。南北両側に石積み護岸を備渡堤SX○○二の検出規模は幅五m長さ三二m。同幅・直線で

時に埋め立てている。



が小振りで積み方も粗い。へ直線で続く。護岸の石積みは南北で差異がみられ、北池側は用石

置し直している。 改修時に平坦面の造成で埋め立てられたため、新たに平坦面上に設が二本敷設されている。両者には時期差があり、築造当初のものが渡堤SX〇〇二の基底には南池と北池の通水を図るための木樋

部分もある。注目すべき点として、底面には勾配はつけられておら 法・護岸の形状が異なる。水路幅は一○~一二m、護岸の高さは ける一連の遺構と想定している。基本的な構造は、ベース土を大き あることがわかる。 池から一連で滞水し、 岸の高さが外側よりも高いことがあげられる。これらのことから北 ず、水平を保っていること、水路SD○○一三が取り巻く内側の護 〇・九~二・二m。 掘削した地山のままで、 派生し、南北に長い島状の高まりを取り巻いて西方(飛鳥川)に抜 く凵形に掘削して両側に石積み護岸を備えたもので、 水路SD〇〇一三は三カ所のトレンチで確認した。 改修によって新たに護岸を内側に敷設している 水路の内側にある高まりが築造当初のもので 石は敷かれていない。検出場所によって寸 底面は平らに 北池より北に

機質土(平安~鎌倉時代)、暗青灰色粘土(飛鳥時代)、となっている。薄があるものの、上から順に耕作土、暗褐色粘質土(中・近世)、有水路内の堆積土は三カ所ともほぼ同じ状況にある。基本層序は厚

大半にあたる第一次調査地からは出土していない。出土層位は一点大半にあたる第一次調査のⅡ──トレンチから一点(第二次調査のⅢ──トレンチから一点)、計一七二点出土した。
一点)、計一七二点出土した。
南池SG九八○一の木簡はいずれも渡堤際からの出土で、南池の南池SG九八○一の木簡はいずれも渡堤際からの出土で、南池の南池SG九八○一の木簡はいずれも渡堤際からの出土で、南池の南池SG九八○一の木簡はいずれも渡堤際からの出土で、南池の南池SG九八○一の木簡はいずれも渡堤際からの出土で、南池の大半にあたる第一次調査のⅢ──トレンチから一大点(第二次調査のⅡ──トレンチから一大点(第二次調査のⅡ──トレンチから一大点(第二次調査のⅡ──トレンチがら出土していない。出土層位は一点大半にあたる第一次調査のⅢ──トレンチがら一大点(第二次調査のⅡ──トレンチがら出土をいる。

中、桟)が牧司宣上である。が敷石の直上に堆積した平安時代から鎌倉時代にかけての有機質層が敷石の直上に堆積した平安時代から鎌倉時代にかけての有機質層大半にあたる第一次調査地からは出土していない。出土層位は一点

北池SG〇〇〇一の木簡は、敷石と有機質土層の間に部分的に堆中、残りが敷石直上である。

積している粗砂層から出土した。

簡の出土状況について述べる。出土状況がほぼ同じであることから、木簡は水路内の全範囲にわた出土状況がほぼ同じであることから、木簡は水路内の全範囲にわた水路SD○○一三の木簡は四カ所のトレンチから出土しているが、

Ⅱ―五トレンチは水路SD○○一三の最も南よりの調査区である。また垂直分布についても上層から最下層まで偏在することなく出土している。平面分布は特に集中している箇所はなく散在的である。

また、木簡堆積時の接地勾配は、半数以上が二㎝以内に収まる。 は一六点のうち七点で、流路方向に対する規則性は見出しがたい。 る。木簡個々については、水路方向と四五度以内の振れにあるもの 最上層の二点が流入・堆積した時期は他のものよりも下ると思われ る一四点はすべて一○六・一~一○六・五mの間より出土しており ついては、二点が一〇六・七m前後の最上層より出土した以外、残 る他は、特に集中している箇所はなく、散在的である。垂直分布に 土している。平面分布は、三点が護岸に五○㎝の距離で近接してい 土位置を確認できた木簡は一六点で、いずれも暗青灰色粘土より出 Ⅳ—一トレンチはⅡ—五トレンチより八○m北側に設定した。 出

認められない。木簡個々については、水路方向と四五度以内の振れ 布は前述したトレンチ東南隅の一群以外は一○六・一九~一○六・ 三m方眼による単位面積あたりの出土数もほぼ同じである。垂直分 に堆積しており、一括性が高い。この他は特に集中する箇所がなく 五〇mの暗青灰色粘土の全範囲より出土しており、層位的な偏在は チ南東隅において木簡三点と木製品二点が南北に連なって集中する 土に木簡が含まれるかについては未確認である。平面分布はトレン いずれも暗青灰色粘土から出土しており、最下層の青灰色砂礫混粘 二五mのところに設定した。出土位置を確認できた木簡は一五点で 群がある。これらの遺物は、層位的にも青灰色砂礫混粘土の上面 Ⅳ—二トレンチはⅣ—一トレンチから水路が直角に屈曲して西へ

> である。また、木簡堆積時の接地勾配は、最小〇・一㎝から最大 れていたことからみて、 集中することなく、埋立土とは見受けられない自然堆積層に包含さ 六・九㎝まで幅があるが、半数以上が二㎝以内に収まる。 にあるものは、七点でⅣ—一トレンチと同様、流路方向とは無関係 これらの水路SD〇〇一三から出土した木簡は、 直近の護岸より一時に投棄されたものでな 分布が一カ所に

8 木簡の釈文・内容 いことは明らかである。

南池SG九八〇一(Ⅱ—一トレンチ)

$(29) \times 25 \times 10$	長	(2)
173×47×3	(裏面には「大」「知々」など多くの習書あり)	
	□ 無 □ 無 □ 無 □ 無 □ 無 □ 無 □ 無 □ 無	
	□□ 多支五十戸 伊久□	(1)

065

015

南池SG九八〇一(Ⅲ——トレンチ)

(3)· 大山下

•
\Box
⊢ ∴
太
一力

 $(55) \times (12) \times 2 \quad 081$

	・薬師等薬酒食教豉酒	⑴ · □病齊下甚寒	・「下行故道間米无寵命坐整賜	⑨ ・「大夫前恐万段頓首白 □真乎今日国」	水路SD〇〇一三(Ⅱ―五トレンチ)		(8)	北池SG〇〇〇一(ヨーートレンチ)		(7) · □ □ [薬ヵ]	(6) 利 [須ヵ]	(5) 「俵カ」	(4) 佐留陀首□夫」
	(244)×42×4 081*		293×31×6 011			(244)×25×5 019		(4.2)	$(133)\times(12)\times4$ 081	(10)	$(40)\times(13)\times3$ 081	(47)×38×6 019	(122)×25×4 019
・「<丈マ小山□□□□	(17)	・〈秦…□□俵」	(16) · <□五十戸 □	(15) 「<□佐評椋椅マ<」	・「<主寸大分	(4) ・「 / 坂田評歌里人錦織			「油カ」	(1)		十九日寅古鮑三井上□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	⑴ 「丙寅年廿一日□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
$(121) \times 23 \times 4 039$		(157)×19×3 033		102×34×4 031	(151)×18×3 033		162×23×4 011			(165)×(39)×5 081		162×35×5 011	

	(26) 「山田肆二□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	(25) 大伯マ□□ 日下マ真□人			(24) ・「于官 干□□ 波ツ□ カッコ (関カ)	・「< □ (刻書) 「下ヵ」	(23) • 「 < 二 (刻書)	(22) 「〈月」	(21) 「< 中衣□□」	20 「<五石八斗」	(19) 「〈委佐俾三升〉」	・「く蝮女□王」	(18) ・「<高屋郎女」
	$(71) \times (22) \times 4$ 081	· (161)×(35)×3 081		$(187) \times 31 \times 3 019$	<i>7</i>	$(36) \times (11) \times 3 039$		51×13×3 032	100×10×3 032	123×21×4 032	81×14×3 031*	106×14×4 032	
・「五□六七□□十一十二□	(36) · 「十取 廿取 卅取 □	・「□羅□□斤□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	⑸ ・「□□三分亡肖三分□	34 「造酒司解伴造廿六人	水路SD○○一三(以一一トレンチ)	(33) 北一言知□□□	・「□之之之此□	(32)	(3) 宿祢三留末呂	(30) 有	(29) 「伯女」	28) 并十二二	27 百七東」
(142)×25×3 019		(178)×28×2 019		(141)×19×5 019		091	110×(21)×2 081		$(103) \times (10) \times 4 081$	(142)×60×7 065	35×12×4 021	(200)×18×5 019	(126)×25×4 019

47

(44)	(43)	(42	2)	(41)	(40)	(39)	(38)		(37)
「<生海松」	・「 俵 」 「	·「<		・「<□評丹生	「井手五十戸刑マ赤井白米」	・「度里石マ加奈見六斗」・「戊子年四月三野国加毛評」	・「汙沙之『又宮守』『物マ己□・「安怒評片県里人田辺	・「政人野廿マ	・「猪名マ評宮
84×17×4 032	114×26×5 051	$(76) \times (24) \times 4 039$	(83)×21×5 039		160×18×5 011	181×22×5 011	151×25×4 011*	(61)×21×6 019	
	(51)	水	(50)		(49)	(48)	(47)	(46)	(45)
乾薑三両『其 □水九□□・「当帰二両 杏人卌枚 〔升ヵ〕	· 「西州続命湯方져膏二両 「西州続命湯方麻黄□ 「六ヵ〕	水路SD○○一三(以一二トレンチ)	- □高侍連千	·	- □登 天 □	徳天之下口			「<阿支奈勢□□」
] (215)×40×3 019*	(他に石・命・方の刻書あり)	(176) × 22 × 4 081		$(166) \times (13) \times 4 081$		(124)×(49)×(3) 081	222×27×5 011	116×16×4 032	112×30×4 032

(52	• 戊寅年十二月尾張海評津嶋五十戸]		61 ·一大襖費直伊多
	・「韓人マ田根春赤米斗加支各田マ金」[春]	234×35×6 011*	・「大檁費直伊多
(53)	・「尾治国春マ評池田里		⑴は二次的加工を受けている。表は
(十戸(タキノサト)は、『和名抄』では
	・一三家ノト「Lガブミブ」	1/3×26×4 011	備中国賀夜郡、出雲国神門郡にみえる
(54)	:「遠水海国長田評五十戸 」		9は完形の文書木簡。「大夫の前に刄
	・「四四五十戸ヵ」 「五斗ヵ」	180×22×4 051*	と読む。心は表に病気の症状を、裏にせ乎、今日国に下り行く故、道の間の米ない。
(55)	「<三野国安八麻評」	$126 \times 23 \times 4 032$	の丙寅年は天智五年(六六六)。(4は近)
6)			『和名抄』にみえない。⑲はワサビのタ
(5)	•一高志国系彩系		材に記されたもの。嶋官(シマノツカサ
	・「ツ非野五十戸速鳥」	114×(18)×6 051*	特有の官司名であるが、「嶋」の名称か
(57)	• 「播磨国明伊川里五戸海直恵万呂」		ために設置されたものと考えられる。
	・「表一斛 行司舂米玉丑	156×31×6 051*	34は「造酒司」「解」とあることから
			られ、藤原遷宮後の飛鳥の利用を考える
(58)	・「<大伯郡土師里土師」		造は酒部のことで、酒・酢の醸造や酌:
	・「く寅米一石	111×28×3 032	の亡消・松羅はいずれも薬物の名称。ほ
(59)	「∨山田評□□」	137×21×3 033	は伊勢国安濃郡片県郷。3の戊子年は
D) 1			抄』の美濃国賀茂郡曰理郷にあたる。
(60)	「<前軍布<」	81×21×6 031*	野郡、出羽国飽海郡、越前国足羽郡、

直伊多

直伊多 $(138) \times 29 \times 3 \quad 059$

を受けている。表は五十戸名を列記する。多支五 は、『和名抄』では大和国宇陀郡、伊勢国多気郡

。嶋官(シマノツカサ)は他に例がない。七世紀 ない。19はワサビの付札。80は容器の底板などの 病気の症状を、裏に薬師らの指導内容を記す。⑴ るが、「嶋」の名称から推して、苑池を管理する 年 (六六六)。⑭は近江国坂田郡にあたるが歌里は 行く故、道の間の米なし。寵命に坐せ整え賜え」 木簡。「大夫の前に恐み万段頓首して白す。僕真

郡曰理郷にあたる。⑭は『和名抄』には伊勢国飯 の飛鳥の利用を考える上で重要な史料となる。伴 ずれも薬物の名称。⑶は伊勢国員弁郡美耶郷。⑶ ものと考えられる。 .県郷。39の戊子年は持統二年 (六八八)。『和名 「解」とあることから大宝令施行後の木簡と考え 酒・酢の醸造や酌、献酒などを職掌とした。(5) 越前国足羽郡、 加賀国石川郡に井手郷がみえ

る。似は丙戌年としてよければ朱鳥元年(六八六)。

里は 遺跡出 解 その作業を指すと考えられる。 支とは枡で、 社が所在する愛知県津島市付近であろう。 評は尾張国海部郡だが『和名抄』に津嶋五十戸はみえない。津嶋神 の薬である。 成した (57) 中国砺波郡にあたるがツ非野五十戸は不明。 所紀要二〇〇三』第三〇号木簡)。 が下までのびていることなどから、 あたる。写は美濃国安八郡。 大宝令施行後の木簡である。⑯の「前」は木簡の形態や物品名から 『千金要方』が最も近い。 『千金要方』(孫思邈著、六五〇年代成立)にもみられる中風 一行司」 は評 \mathbb{H} 印は西州続命湯の成分を記載したもの。 戸令戸籍条古記に、 「郷にあたる。64は遠江国を 『和名抄』にはみえないが、 土木簡にも 『外台秘要方』(王燾著、 (または郡) 字が欠落しており、 は担当者を示すのであろうか。 計量する際に均すための棒のことであるが、ここでは 記載されている成分やその記載順序を比較すると、 「近水海」の国名表記がみえる(『奈良文化財研究 近江を「水海」と表記する例がある。 52の戊寅年は天武八年 (六七八)。 56は分割前の越国からの荷札木簡。 53も尾張国の木簡で、 『和名抄』の遠江国長上郡蟾沼郷に 七五二年成立)や同時代の医学書 「遠水海国」と表記する。 神戸市西区に地名が残る。 造 播磨国明石郡のこと。 8は備前国邑久郡土師郷。 ではなく「速」とした。 西州続命湯は医学書を集 赤米の貢進物付札。 速 は、 尾張国春部郡 筆順や縦 尾張海 (卒中) 『令集 伊川 斗加 越

しずつ埋没していったものと考えられる。

寺塔露盤銘などの古い金石文や『百済本紀』(『日本書紀』欽明二年七 ことか。 考えて隠岐国海部郡佐吉郷 月条所引)に費直の例がみられ、『続日本紀』神護景雲元年三月乙丑 のアタヒを「費直」と記す点が注目される。人物画像鏡銘文や元興 なお、表裏とも「費」「直」の中間あたる位置に穿孔がある。 条にも庚午年籍作成時に誤って直を費と記載されたことがみえる に投棄された状況にはないことから、 も新しいものは大宝令施行後であり、三五年以上の幅がある。 木簡群の年代については、 (61)の二文字目は、 筆跡は明瞭であるがよくわからない。 (平城宮木簡。 最も古いもので丙寅年(六六六年)、 右のように長い年月の間に少 藤原宮木簡では海評前里) 度 最 姓 の

付属施設と考えられるので、 だろう。苑池は内郭のすぐ北西に隣接しており、苑池自体も内郭の ものに区分できる。米に関しては、 関わる役所、例えば大宝令制の宮内省のような官司が想定される。 苑池を含む周辺一帯の性格を何らかの形で表わしているとみてよい 反映しているわけではないが、出土状況などからもわかるように、 したらしい。後の大炊寮的な性格がうかがわれるほか、 なった文書木簡などがそれであり、 苑池遺構から出土した木簡は、 木簡の内容を概観すると、 おおよそ米・酒・医療・苑池に関する 木簡の廃棄主体としては内郭と密接に 苑池の性格や利用状況をそのまま 米の貢進物付札、 多量の米を管理する役所が存在 米の請求を行 多量の米を

清費する役所として造酒司も存在したと考えられる。尾張国からの消費する役所として造酒司も存在したと考えられる。尾張国からの地で造酒作業などが続けられていたと推測できる。医療に関するた簡が多い点は、後の典薬寮のような役所からの廃棄が想定できる。この木簡が多い点は、後の典薬寮・造酒司・園池司など大宝令制の宮内省に付属する諸官司の職掌と一致するものが多い。七世紀の「宮内官」の具体的な組織は明らかでなく、大宝令制のように宮内省の下宮」の具体的な組織は明らかでなく、大宝令制のように宮内省の下宮」の具体的な組織は明らかでなく、大宝令制のように宮内省の下宮」の具体的な組織は明らかでなく、大宝令制のように宮内省の下宮」の具体的な組織は明らかでなく、大宝令制のように宮内省の下宮」の具体的な組織は明らかでなく、大宝令制のように宮内省の下宮」の具体的な組織は明らかでなく、大宝令制のように宮内省の下宮」の具体的な性格をまとめるにとどめておく。

なご教示をいただいた。 治之氏と鶴見があたった。釈読作業の段階では多数の方々から貴重治之氏と鶴見があたった。釈読作業の段階では多数の方々から貴重なお、木簡の釈読は、京都教育大学の和田萃氏、奈良大学の東野

関係文献

跡調査概報二〇〇一年度』、二〇〇二年) 奈良県立橿原考古学研究所「飛鳥京跡発掘調査概報」(『奈良県遺

(1~7・9 卜部行弘、8 鶴見泰寿)

『飛鳥京跡苑池遺構調査概報』(学生社、二〇〇二年

